

記者発表資料 3枚

令和6年12月25日
福島県県中建設事務所

県道吉間田滝根線小戸神橋（拡幅部）の対策工事の実施について

よしまだたきね ひろせ おとがみ
県道吉間田滝根線（広瀬工区）小戸神橋（拡幅部）において、令和5年10月3日に舗装面の段差を確認したため、学識者等で構成する吉間田滝根線小戸神橋^{おとがみ}専門技術委員会を設置して、技術的な検討を進めてまいりました。

このたび、対策工法等が決定したため、下記のとおり対策工事を実施しますのでお知らせします。

1 段差発生の原因

^{おとがみ}
小戸神橋（拡幅部）の上部工を支える下部工（A1橋台、P1及びP2橋脚）が上部工完成後に1cm～5cm程度沈下したため、小戸神橋（既設部）^{おとがみ}を繋ぐ部分の舗装面で段差が生じました。

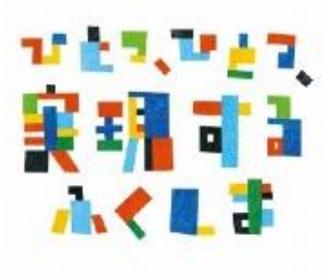
2 下部工沈下の原因等

(1) A1橋台

設計を再確認した結果、設計者が本来計上すべき作用力を見込まなかったこと、及び施工時の表流水等の影響により支持地盤の緩みが生じた可能性があることが、沈下の原因と考えられます。

(2) P1橋脚、P2橋脚

施工時の湧水により支持地盤が緩み、沈下したと推定されます。なお、沈下は当初想定することが出来なかった不可抗力によるものであると判断しております。



3 対策工事の内容

(1)A 1 橋台

修正設計を行い、既設橋台を撤去し再構築します。

(2)P 1 橋脚、P 2 橋脚

橋脚上にあらかじめ車両が通過する際の重量の負荷をかけ、支持地盤の沈下を収束させます。

4 対策工事の実施時期

令和7年1月から対策工事に着手し、令和7年度内の完了を予定しております。

5 平田 I C 方面へ向かうランプ部の通行規制について

対策工事が完了するまでの間は、小野 I C 入口から平田 I C 方面へ向かうランプ部は、引き続き通行止めとなります。

矢吹方面に向かう場合は、平田 I C または滝根 I C からお乗りください。

【問い合わせ先】

福島県県中建設事務所 事業部 主幹兼部長 吉田 秀一

電話 024-935-1402 FAX 024-935-1444

【位置図】



【計画図】



小戸神橋全景

